



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/DR.1

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 9 日

Sponsor: Afghanistan, Albania, Bangladesh, Brazil, Bulgaria, Cabo Verde, Cambodia, Canada, Cyprus, Chile, DR Congo, Estonia, Fiji, France, Germany, Ghana, Grenada, Hungary, Italy, Malawi, Maldives, Mongolia, Montenegro, Netherlands, Norway, Portugal, Republic of Korea, South Africa, Spain, State of Palestine, Tajikistan, Trinidad and Tobago, Ukraine, Zambia

第 25 回ローマ規程締約国会議

国際刑事裁判所が重大な国際犯罪の不処罰を防止し、

被害者に正義を提供するための重要な機関であることを再確認し、

ローマ規定に基づく締約国の協力が、ICC の捜査、逮捕、証拠収集及び裁判の実効性を確保する上で不可欠であることを認識し、

ICC が独自の執行機関を有しておらず、各国の協力を大きく依存していることを考慮し、

国家の司法能力及び法執行能力の差が、ICC への協力及び重大な国際犯罪の訴追能力に影響を及ぼしていることを憂慮し、

特に発展途上国、紛争・政治的不安定等の困難な状況にある国において、司法制度及び証拠収集能力の強化が必要であることを認識し、

ICC の実効性を高める一方で、国家主権、補完性の原則及び各国の国内法を尊重する必要性を強調し、被害者及び証人の安全、プライバシー並びに機密情報の保護が国際刑事司法の信頼性を維持する上で不可欠であることを認識し、

ICC の手続きの長期化が被害者への迅速な正義の提供を妨げる可能性があることを憂慮し、

加盟国のみならず ICC の活動に協力する非加盟国との対話及び協力を促進することが、国際刑事司法の普遍性を高める上で重要であることを強調し、

以下を決議する；

1. ローマ規定に基づく協力義務を履行している締約国に対し、司法能力強化支援を優先的に提供することを要請する；
2. 第 1 項に基づく司法能力強化支援として、以下の措置を推進することを要請する：
 - a. 判事、検察官、捜査官及び司法関係者を対象とした研修を実施すること、
 - b. 国際刑事法、証拠収集、証拠保全、デジタル・フォレンジックおよび被害者保護に関

する技術支援を提供すること、

- c. 国内における重大な国際犯罪の捜査及び訴追を可能とするため、必要に応じて国内法・司法制度の整備を支援すること、
 - d. 支援を受ける国の国内法、国家主権及び法制度上の事情を尊重し、各国の状況に応じた支援を行うこと；
3. ICC 加盟国及び ICC の活動に協力する非加盟国を対象とした国際司法協力支援ネットワークを構築することを提案する：
- a. 本ネットワークにおいて、司法能力強化、証拠収集、法整備及び被害者支援に関する知識・技術を共有すること、
 - b. 非加盟国に対しても、ICC への協力及び将来的なローマ規程への参加を促進するため、必要に応じて技術的・経済的支援を提供すること、
 - c. 非加盟国に対する協力を、原則として対話及び能力構築を優先するものとし、参加及び協力を促進するための環境を整備すること、
 - d. ICC への協力を著しく拒否する国家に対しては、当該国の状況及び適用可能な国際法を考慮した上で、既存の国際的枠組みにおける適切な対応を検討すること；
4. 発展途上国及び紛争、政治的不安定その他の困難な状況にある国に対し、司法能力及び法制度の整備を目的とした経済的・技術的支援を行うことを要請する：
- a. 支援に必要な財源について、締約国による任意拠出、既存の国際機関及び地域機関との連携等を活用すること、
 - b. 支援の負担が特定の国家又は地域に過度に集中しないよう、地域的・経済的状況を考慮した公平な負担分担を行うこと、
 - c. アフリカ地域を含む司法能力及び法整備に課題を抱える地域について、地域機関及び当該国との協議に基づき支援を実施すること；
5. ICC における予審手続きの効率化及び被害者への迅速な正義の提供を目的として、手続きの改善を検討することを要請する：
- a. 事件の規模、証拠保全の必要性、被害者への影響 及び緊急性に基づく優先度評価基準を導入すること、
 - b. 予審手続きについて、事件の複雑性及び証拠量等の事情を考慮しつつ、原則として最長 12 か月を目安とする期間を設定することを検討すること、
 - c. 12 か月を超えて予審手続きが継続する場合には、その理由及び今後の見通しを適切な範囲で記録・報告する制度を検討すること、
 - d. 手続きの迅速化が被告人の権利、公正な裁判及び証拠の十分な検討を損なうことのないよう留意すること；
6. 証人、被害者及び司法関係者の安全並びに機密性を確保するための保護制度を強化することを要請する：
- a. 証人及び被害者の身元情報、証言及び個人情報について適切なアクセス制限及び情報管理を行うこと、
 - b. 必要に応じて、証人保護、心理的支援及び法的支援を提供するための専門的な機関又

- は制度の整備を検討すること、
- c. デジタル証拠を含む機密性の高い証拠について、保管、共有及びアクセスに関する共通基準を策定すること、
 - d. 情報共有に際しては、個人情報保護及び国家安全保障上の必要性を考慮すること；
7. ICC と締約国間のデジタル証拠協力を強化するため、デジタル証拠協力ネットワークの構築を検討することを要請する：
- a. 衛星画像、映像、写真、位置情報、SNS 等のデジタル証拠の適切な収集及び保全に関するガイドラインを策定すること、
 - b. デジタル証拠の真正性及び証拠能力を確保するため、共通の技術基準及び専門家間の協力体制を構築すること、
 - c. 技術的能力の不足する国に対して、必要な機器、研修及び専門的支援を提供すること；
8. ICC への協力を行う国家に対する支援の地域的偏在を防止するため、支援制度の配分について定期的な評価を実施することを要請する：
- a. 地域、経済状況、司法制度の能力及び紛争等の状況を考慮して支援の優先順位を決定すること、
 - b. 支援の実施状況及び資金配分について透明性を確保すること、
 - c. 特定の地域又は国家に支援が過度に集中しないよう、定期的に制度を見直すこと；
9. ICC への協力及び締約国としての義務の履行を促進するため、各国の協力状況及び司法能力に関する情報共有制度を設けることを検討する：
- a. 逮捕状の執行、証拠提供、容疑者の引渡し等に関する優良事例を締約国間で共有すること、
 - b. 協力が困難な国に対しては、制裁を優先するのではなく、まず技術的・経済的支援及び対話による改善を促進すること、
 - c. 協力義務の重大な不履行が継続する場合には、ローマ規程及びその他の適用可能な国際法に従い、適切な対応を検討すること；
10. 国家元首その他の国家交換の地位に基づく免責について、国際刑事司法の実効性、国家主権及び公正な裁判の原則を考慮し、条件付き免責の在り方を検討するための協議を締約国間で行うことを提案する：
- a. 免責の適用が重大な国際犯罪の不処罰につながらないように留意すること、
 - b. ICC の司法的独立性及びローマ規程上の既存の原則を尊重すること、
 - c. 国家元首等の地位のみを理由として無制限の免責を認めないこと、
 - d. 国家元首等の逮捕が成される場合については、該当国の政治的情勢を考慮し、安定した政権樹立のために原則 3 か月間の猶予期間を設定すること；
11. 以上の政策について、締約国の経済的負担及び人的負担を考慮し、既存の国際機関・地域機関・司法協力制度との連携を最大限活用することを要請する：
- a. 欧州連合、アフリカ連合及びその他の地域機関との協力を促進すること、

- b. 既存の能力構築支援制度との重複を避け、利用可能な資源を効率的に活用すること、
 - c. 施策の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて制度を改善すること；
12. 本決議に基づく各政策について、国家主権、補完性、公正な裁判、被害者の権利及び ICC の司法的独立性を尊重しながら実施することを確認する。